

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程（平成16年経教規程第9号）を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第9号</p> <p>第1条～第6条 省 略</p> <p>第7条 委員会に、第2条に規定する所掌事項を分担するため次の部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育部会</li> <li>二 研究部会</li> <li>三 国際交流・広報・社会貢献部会</li> <li>四 業務運営部会</li> </ul> <p>2 第5条の規定は、部会にこれを準用する。</p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、当該部会委員の互選により1人を選出する。</p> <p>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当チームは、別表1のとおりとする。</p> <p>第8条～第11条 省 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略</p>	<p>第1条～第6条 省 略（現行どおり）</p> <p>第7条 委員会に、第2条に規定する所掌事項を分担するため次の部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育部会</li> <li>二 研究部会</li> <li>三 国際交流・広報・社会貢献部会</li> <li>四 業務運営部会</li> </ul> <p>2 第5条の規定は、部会にこれを準用する。</p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、当該部会委員の互選により1人を選出する。<u>ただし、研究部会の副部会長については、共生科学技術研究部長とする。</u></p> <p>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当チームは、別表1のとおりとする。</p> <p>第8条～第11条 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省 略（現行どおり）</p>

別表1（第7条第4項関係）

部会名	委員構成	所掌事項	事務担当チーム
研究	学術・研究担当副学長  ・教育研究評議員を兼ねる共生科学技術研究部副部長 2人 <u>・研究・産官学連携委員会の副委員長</u>  ・産官学連携・知的財産センター運営委員会から選出された者 1人  ・機器分析センター運営委員会から選出された者 1人 ・遺伝子実験施設運営委員会から選出された者 1人 ・総括チームリーダー（総務担当） ・その他部会長が必要と認めた者	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究支援・産学連携チーム

別表2（第8条第3項関係）

部会名	部会に置かれる全学委員会名
教育	大学教育委員会 学生生活委員会 入学試験委員会
研究	研究・産官学連携委員会
国際交流・広報・社会貢献	国際交流委員会 広報・社会貢献委員会
業務運営	大学情報委員会 環境・安全衛生委員会 施設整備委員会 総務委員会

別表1（第7条第4項関係）

部会名	委員構成	所掌事項	事務担当チーム
研究	学術・研究担当副学長 <u>・共生科学技術研究部長</u> ・教育研究評議員を兼ねる共生科学技術研究部副部長 2人  <u>・工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</u>  <u>・産官学連携・知的財産センター副センター長</u> <u>・産官学連携・知的財産センター専任教員</u> ・機器分析センター運営委員会から選出された者 1人 ・遺伝子実験施設運営委員会から選出された者 1人 ・総括チームリーダー（総務担当） ・その他部会長が必要と認めた者	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究支援・産学連携チーム

別表2（第8条第3項関係）

部会名	部会に置かれる全学委員会名
教育	大学教育委員会 学生生活委員会 入学試験委員会
研究	研究倫理委員会
国際交流・広報・社会貢献	国際交流委員会 広報・社会貢献委員会
業務運営	大学情報委員会 環境・安全衛生委員会 施設整備委員会 総務委員会

## 附 則（17経教 規程第40号）

この規程は、平成17年11月21日から施行する。